

一般社団法人 投資信託協会
会 長 白川 真 殿

(商 号) 日立投資顧問株式会社
(代表者) 取締役社長 坂 千晃

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本の額（平成 28 年 2 月 10 日現在）

- ① 資本金
3億円
- ② 発行可能株式総数
24,000株
- ③ 発行済株式総数
6,000株
- ④ 最近5年間における資本金の増減
ありません。

(2) 委託会社等の機構

① 経営体制

取締役は、5名以内とします。

取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時に終了し、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間とします。

代表取締役は、取締役会の決議をもって定めます。また、取締役会の決議をもって取締役社長1名を定めます。

② 投資運用の意思決定機構

当ファンドの運用指図は、当ファンドの運用の基本方針に基づき、委託者が行います。

当社の運用方針策定のための最高意思決定機関は運用委員会であり、チーフ・インベストメント・オフィサー（以下「CIO」といいます。）を議長とし、取締役社長、各グループ長、コンプライアンスオフィサーおよびリスク管理オフィサー等を構成メンバーとして、原則として月1回開催します。運用委員会においては、政治、経済、金融情勢等の投資環境及び市場分析を行い、全社的運用方針など運用等に関する基本的な重要事項を協議、策定し、併せて個別ファンドの運用についての具体的諸方策を協議し、決定します。

運用グループにおいては、個別ファンド等の運用に直接的に関連する諸情報の分析、検討を行うため、ファンドマネージャー会議を原則週1回開催します。

ファンドマネージャーは、当ファンドの運用の基本方針、運用委員会およびファンドマネージャー会議の方針に基づき、ファンド毎に運用計画を立案し、具体的な銘柄選択を行い、組入る価証券等の売買の指図を行います。

運用状況の評価のため、リスク管理オフィサーを議長とし、取締役社長、コンプライアンスオフィサー、CIOおよび各グループ長等を構成メンバーとし、運用評価委員会を原則として月1回開催します。運用評価委員会では、当ファンドの運用成績、資産配分、リスクおよびポートフォリオの内容など運用状況についての分析、評価および検討を行います。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託者は、株式会社日立製作所により平成 11 年 8 月 5 日に設立された会社です。

委託者は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める投資運用業および投資助言・代理業を営んでいます。

平成 27 年 12 月末日現在、委託者が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、19 本であり、その純資産総額の合計は 532,015 百万円です。(なお、親投資信託 17 本は、ファンド数及び純資産総額の合計からは除いております。)

基本的性格	募集形態	ファンド数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	公募	7	116,120
	私募	12	415,894
合計		19	532,015

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。)第 2 条の規定により、「財務諸表等規則」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第 38 条および第 57 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)に基づいて作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間(平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第15期 (平成26年3月31日現在)	第16期 (平成27年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	845	792
未収委託者報酬	220,192	291,483
未収運用受託報酬	3,690	3,879
関係会社預け金	※1 929,585	※1 999,509
前払費用	28,856	30,634
繰延税金資産	17,899	17,346
その他	—	141
流動資産合計	1,201,070	1,343,788
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア	3,399	1,636
無形固定資産合計	3,399	1,636
投資その他の資産		
敷金	25,472	25,102
繰延税金資産	26,281	26,515
投資その他の資産合計	51,754	51,618
固定資産合計	55,153	53,254
資産合計	1,256,223	1,397,042

(単位：千円)

	第15期 (平成26年3月31日現在)	第16期 (平成27年3月31日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1※3 130,966	※1※3 144,499
未払費用	※1 275,249	※1 335,857
未払法人税等	※2 23,877	※2 20,553
預り金	1,260	1,296
賞与引当金	23,624	27,475
流動負債合計	454,977	529,681
固定負債		
退職給付引当金	73,249	80,422
固定負債合計	73,249	80,422
負債合計	528,226	610,104
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
利益剰余金		
利益準備金	75,000	75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	352,996	411,938
利益剰余金合計	427,996	486,938
株主資本合計	727,996	786,938
純資産合計	727,996	786,938
負債純資産合計	1,256,223	1,397,042

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)		第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		822,846		907,931
運用受託報酬		619,658		654,777
営業収益計		1,442,504		1,562,708
営業費用				
支払手数料		560,384		614,855
委託計算費		29,986		34,635
調査費		215,971		223,201
営業雑経費				
通信費		2,585		2,725
印刷費		3,486		3,849
諸会費		3,637		3,743
営業雑経費計		9,709		10,318
営業費用計		816,051		883,011
一般管理費				
給料				
役員報酬	※2	21,527	※2	20,218
給料・手当		202,907		215,105
賞与		2,650		1,614
給料計		227,085		236,938
交際費		11,943		16,128
旅費交通費		3,805		6,437
租税公課		96		110
不動産賃借料		33,474		33,602
賞与引当金繰入額		55,307		54,287
退職給付費用		10,122		10,129
その他の人件費		39,464		48,271
その他の不動産関係費		6,216		6,218
減価償却費		3,014		1,763
諸雑費		9,087		9,919
一般管理費計	※1	399,619	※1	423,807
営業利益		226,833		255,890
営業外収益				
受取利息		854		865
その他		11		—
営業外収益計	※1	866	※1	865
営業外費用				
為替差損		—		34
その他		—		26
営業外費用合計		—		60
経常利益		227,699		256,695
税引前当期純利益		227,699		256,695
法人税等	※3	86,966	※3	98,435
法人税等調整額		171		318
法人税等合計		87,137		98,753
当期純利益		140,562		157,941

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他	利益剰余金 合計		
利益剰余金 繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	300,000	75,000	250,234	325,234	625,234	625,234
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△37,800	△37,800	△37,800	△37,800
当期純利益			140,562	140,562	140,562	140,562
当期変動額合計	—	—	102,762	102,762	102,762	102,762
当 期 末 残 高	300,000	75,000	352,996	427,996	727,996	727,996

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産 合計
	資本金	利 益 剰 余 金			株主資本 合計	
		利益準備金	その他	利益剰余金 合計		
利益剰余金 繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	300,000	75,000	352,996	427,996	727,996	727,996
当 期 変 動 額						
剰余金の配当			△99,000	△99,000	△99,000	△99,000
当期純利益			157,941	157,941	157,941	157,941
当期変動額合計	—	—	58,941	58,941	58,941	58,941
当 期 末 残 高	300,000	75,000	411,938	486,938	786,938	786,938

重要な会計方針

第16期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日)	
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結納税親会社とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

注記事項
(貸借対照表関係)

第15期 (平成26年3月31日現在)	第16期 (平成27年3月31日現在)
※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 929,585千円 未払金 58,563千円 未払費用 419千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 関係会社預け金 999,509千円 未払金 66,574千円 未払費用 304千円
※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 9,239千円 未払事業税 14,638千円	※2. 未払法人税等の内訳 未払住民税 7,886千円 未払事業税 12,667千円
※3. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額の重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。	※3. 消費税等の取扱い 同左

(損益計算書関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
※1. 関係会社との取引高 一般管理費 7,870千円 営業外収益 854千円	※1. 関係会社との取引高 一般管理費 7,341千円 営業外収益 865千円
※2. 役員報酬の範囲額 取締役 年間40,000千円 監査役 年間 2,000千円	※2. 役員報酬の範囲額 同左
※3. 法人税等には、住民税及び事業税を含んでおります。	※3. 同左

(株主資本等変動計算書関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
1. 発行済株式に関する事項 (1)株式の種類 普通株式 (2)当事業年度期首株式数 6,000株 (3)当事業年度増加株式数 — (4)当事業年度減少株式数 — (5)当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1)当事業年度中に行った剰余金の配当 ①決議 平成25年5月31日 第14回定時株主総会 ②株式の種類 普通株式 ③配当金の総額 37,800,000円 ④1株当たり配当額 6,300円 ⑤基準日 平成25年 3月31日 ⑥効力発生日 平成25年 6月 3日 (2)当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 ①決議 平成26年5月21日 第15回定時株主総会 ②株式の種類 普通株式 ③配当金の総額 99,000,000円 ④配当の原資 利益剰余金 ⑤1株当たり配当額 16,500円 ⑥基準日 平成26年 3月31日 ⑦効力発生日 平成26年 5月22日	1. 発行済株式に関する事項 (1)株式の種類 普通株式 (2)当事業年度期首株式数 6,000株 (3)当事業年度増加株式数 — (4)当事業年度減少株式数 — (5)当事業年度末株式数 6,000株 2. 自己株式に関する事項 — 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 — 4. 配当に関する事項 (1)当事業年度中に行った剰余金の配当 ①決議 平成26年5月21日 第15回定時株主総会 ②株式の種類 普通株式 ③配当金の総額 99,000,000円 ④1株当たり配当額 16,500円 ⑤基準日 平成26年 3月31日 ⑥効力発生日 平成26年 5月22日 (2)当事業年度の末日後に行う剰余金の配当 ①決議 平成27年6月3日 第16回定時株主総会 ②株式の種類 普通株式 ③配当金の総額 110,400,000円 ④配当の原資 利益剰余金 ⑤1株当たり配当額 18,400円 ⑥基準日 平成27年 3月31日 ⑦効力発生日 平成27年 6月4日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
1年内	2,443千円	2,443千円
1年超	18,526千円	16,083千円
合計	20,969千円	18,526千円

(金融商品関係)

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	845	845	—
②未収委託者報酬	220,192	220,192	—
③未収運用受託報酬	3,690	3,690	—
④関係会社預け金	929,585	929,585	—
資産計	1,154,314	1,154,314	—
⑤未払金	130,966	130,966	—
⑥未払費用	275,249	275,249	—
負債計	406,215	406,215	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	第14期 (平成25年3月31日現在)	第15期 (平成26年3月31日現在)
敷金	25,842	25,472

(※) 敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
①現金及び預金	845	—	—	—
②未収委託者報酬	220,192	—	—	—
③未収運用受託報酬	3,690	—	—	—
④関係会社預け金	929,585	—	—	—
合計	1,154,314	—	—	—

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	792	792	—
②未収委託者報酬	291,483	291,483	—
③未収運用受託報酬	3,879	3,879	—
④関係会社預け金	999,509	999,509	—
資産計	1,295,665	1,295,665	—
⑤未払金	144,499	144,499	—
⑥未払費用	335,857	335,857	—
負債計	480,357	480,357	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	第15期 (平成26年3月31日現在)	第16期 (平成27年3月31日現在)
敷金	25,472	25,102

(※) 敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
①現金及び預金	792	—	—	—
②未収委託者報酬	291,483	—	—	—
③未収運用受託報酬	3,879	—	—	—
④関係会社預け金	999,509	—	—	—
合計	1,295,665	—	—	—

(有価証券関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(デリバティブ取引関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(退職給付関係)

第15期 (平成26年3月31日現在)	第16期 (平成27年3月31日現在)
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。なお、退職一時金制度については設立時に設定しております。	1. 採用している退職給付制度の概要 同左
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 73,249千円 (退職給付引当金)	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務 80,422千円 (退職給付引当金)
3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 10,122千円 (退職給付費用)	3. 退職給付費用に関する事項 勤務費用 10,129千円 (退職給付費用)
4. なお、退職給付債務および退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。	4. 同左

(税効果会計関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳 (繰延税金資産)	1. 繰延税金資産の発生 of 主な原因別内訳 (繰延税金資産)
賞与引当金 8,419 千円	賞与引当金 9,094 千円
退職給付引当金 26,106	退職給付引当金 26,008
未払事業税 5,217	未払事業税 4,192
未払社会保険料 1,358	未払社会保険料 1,405
その他 3,079	その他 3,160
繰延税金資産合計 44,181	繰延税金資産合計 43,862
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異要因
(%)	(%)
法定実効税率 38.0	法定実効税率 35.6
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目 1.9	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.5
その他 $\Delta 1.6$	その他 1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>38.3</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率 <u>38.5</u>
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び、法人税等調整額に与える影響は軽微です。	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.6%から33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%になります。この税率変更により、繰延税金資産の額(繰延税金負債の金額を控除した金額)及び、法人税等調整額に与える影響は軽微です。

(ストックオプション等関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(持分法損益等関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(資産除去債務関係)

第15期 (自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日)	第16期 (自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日)																
<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0"> <tr> <td>①期首残高</td> <td>10,976千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td>－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td>370千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td>10,606千円</td> </tr> </table>	①期首残高	10,976千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	370千円	④期末残高	10,606千円	<p>1. 当該資産除去債務の概要 当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。 また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>2. 当該資産除去債務の金額算定方法 資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。</p> <p>3. 当会計年度における当該資産除去債務の総額の増減</p> <table border="0"> <tr> <td>①期首残高</td> <td>10,606千円</td> </tr> <tr> <td>②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額</td> <td>－千円</td> </tr> <tr> <td>③当年度の負担に属する償却額</td> <td>370千円</td> </tr> <tr> <td>④期末残高</td> <td>10,236千円</td> </tr> </table>	①期首残高	10,606千円	②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円	③当年度の負担に属する償却額	370千円	④期末残高	10,236千円
①期首残高	10,976千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	370千円																
④期末残高	10,606千円																
①期首残高	10,606千円																
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円																
③当年度の負担に属する償却額	370千円																
④期末残高	10,236千円																

(セグメント情報等)

前事業年度 (自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高 (千円)
日立企業年金基金	388,033
日立国内株式厳選投資ファンド (大口) (注)	191,512
日立国内株式特化型ファンド (大口) (注)	148,959

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

当事業年度（自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日）

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2)地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3)主要な顧客ごとの情報

顧客の名称または氏名	売上高（千円）
日立企業年金基金	424,162
日立国内株式厳選投資ファンド（大口）（注）	214,258

（注）当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の受入等	事業上の関係				
主要株主	㈱日立製作所	東京都千代田区	458,790 百万円	電機機器製造業	100.0 %	受入 1名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	30,527	未払金	57,810
						兼任 3名		預け金の利息	854	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,480,106	関係会社預け金	929,585
								親会社に対する預け金の減少	1,173,459		

（注） 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
 3. 役員の受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

（イ）財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立アーバンインベストメント	東京都千代田区	2,000 百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	25,472

（注） 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は関係会社に関する注記

（ア）株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

（イ）株式会社日立アーバンインベストメント（非上場）

当事業年度（自平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
主要株主	㈱日立製作所	東京都千代田区	458,790 百万円	電機機器製造業	100.0 %	受入1名 兼任3名	営業上の取引、資金の預け入れ等	連結納税の未払金の支払い	57,810	未払金	66,015
								預け金の利息	865	未収入金	—
								親会社に対する預け金の増加	1,569,685	関係会社預け金	999,509
								親会社に対する預け金の減少	1,499,761		

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 関係会社預け金の金利：市場金利に基づいて決定しております。
 3. 役員の受入1名は当社代表取締役1名、役員の兼任3名は当社非常勤取締役2名、当社非常勤監査役1名です。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の受入等	事業上の関係				
同一の親会社を持つ会社	㈱日立アーバンインベストメント	東京都千代田区	2,000 百万円	不動産業	—	—	建物の賃借	敷金の支払	—	敷金	25,102

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
 2. 取引条件および取引条件の決定方法等
 近隣の取引事例を参考の上、決定しております。

2. 親会社又は関係会社に関する注記

(ア)株式会社日立製作所（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(イ)株式会社日立アーバンインベストメント（非上場）

(1株当たり情報)

第15期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第16期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
1株当たり純資産額 121,332円81銭 1株当たり当期純利益 23,427円01銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	1株当たり純資産額 131,156円40銭 1株当たり当期純利益 26,323円58銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 140,562千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 140,562千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株	1株当たり当期純利益の算定上の基礎 損益計算書上の当期純利益 157,941千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項なし 普通株式に係る当期純利益 157,941千円 普通株式の期中平均株式数 6,000株

(重要な後発事象)

第15期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第16期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		806
未収委託者報酬		342,267
未収運用受託報酬		125,949
関係会社預け金		810,183
前払費用		23,600
繰延税金資産		17,346
その他		13,147
流動資産合計		1,333,302
固定資産		
無形固定資産		
ソフトウェア		1,313
無形固定資産合計		1,313
投資その他の資産		
敷金		24,917
繰延税金資産		26,515
投資その他の資産合計		51,433
固定資産合計		52,746
資産合計		1,386,049

(単位：千円)

		当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
負債の部		
流動負債		
未払金	※1	70,767
未払費用		381,955
未払法人税等		50,654
預り金		1,250
賞与引当金		29,720
流動負債合計		534,348
固定負債		
退職給付引当金		85,632
固定負債合計		85,632
負債合計		619,981
純資産の部		
株主資本		
資本金		300,000
利益剰余金		
利益準備金		75,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		391,068
利益剰余金合計		466,068
株主資本合計		766,068
純資産合計		766,068
負債純資産合計		1,386,049

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間	
		(自 平成27年4月 1日	
		至 平成27年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		542,885	
運用受託報酬		311,737	
営業収益計		854,622	
営業費用			
支払手数料		360,796	
委託計算費		22,472	
調査費		115,671	
営業雑経費			
通信費		1,373	
印刷費		2,059	
諸会費		2,558	
営業雑経費計		5,990	
営業費用計		504,930	
一般管理費			
給料			
役員報酬		9,487	
給料・手当		111,437	
賞与		2,700	
給料計		123,626	
交際費		5,612	
旅費交通費		3,281	
租税公課		105	
不動産賃借料		16,801	
賞与引当金繰入額		29,720	
退職給付費用		5,420	
その他の人件費		19,439	
その他の不動産関係費		3,092	
減価償却費	※1	322	
諸雑費		5,328	
一般管理費計		212,750	
営業利益		136,941	
営業外収益			
受取利息		494	
その他		303	
営業外収益計		797	
営業外費用			
為替差損		49	
その他		45	
営業外費用計		95	
経常利益		137,644	
税引前中間純利益		137,644	
法人税等	※2	48,114	
中間純利益		89,529	

(3) 中間株主資本等変動計算書 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		利益剰余金 合計		
		利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金			
当期首残高	300,000	75,000	411,938	486,938	786,938	786,938
当中間期変動額						
剰余金の配当			△110,400	△110,400	△110,400	△110,400
中間純利益			89,529	89,529	89,529	89,529
当中間期変動額合計	—	—	△20,870	△20,870	△20,870	△20,870
当中間期末残高	300,000	75,000	391,068	466,068	766,068	766,068

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
1. 固定資産の減価償却の方法	(1) 無形固定資産 減価償却の方法は、自社利用ソフトウェアについて見込利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
2. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込み額のうち、当中間期に発生していると認められる額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込み額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の処理方法 消費税および地方消費税の会計処理については税抜方式によっております。 (2) 連結納税制度の適用 株式会社日立製作所を連結親法人とする法人税に係る連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
※1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
※1 減価償却実施額は、次のとおりであります。	無形固定資産 322千円
※2 税効果会計の適用に当たり「簡便法」を採用しておりますので、法人税等調整額を含めた金額で、一括掲記しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	当事業年度期首 株式数	増加	減少	当中間会計期間末 株式数	
普通株式	6,000 株	—	—	6,000 株	
2. 自己株式に関する事項 該当事項はありません。					
3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。					
4. 配当に関する事項					
決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月3日 第16回定時株主総会	普通	110,400	18,400	平成27年3月31日	平成27年6月4日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1年内	2,443千円
1年超	14,862千円
合計	17,305千円

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組み方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業を行っており、当社の資金運用については、銀行預金及び親会社である株式会社日立製作所への預け金に限定しており、金融機関からの資金調達を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、ほとんどが企業年金の顧客であり、顧客との新規契約には社内審査を行っておりリスクは僅少です。

リスク管理規程に基づき諸リスクの管理運営を行っております。

また、資金管理にあたっては、投資信託財産に属する金銭を信託銀行で管理することで、投資信託委託会社としての金銭等との混同を来たさないようにしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)参照)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預金	806	806	—
②未収委託者報酬	342,267	342,267	—
③未収運用受託報酬	125,949	125,949	—
④関係会社預け金	810,183	810,183	—
資産計	1,279,207	1,279,207	—
⑤未払金	70,767	70,767	—
⑥未払費用	381,955	381,955	—
負債計	452,722	452,722	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

①現金及び預金、②未収委託者報酬、③未収運用受託報酬、④関係会社預け金、⑤未払金、並びに⑥未払費用
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	当中間会計期間 (平成27年9月30日現在)
敷金	24,917

(※) 敷金については、償還時期を合理的に見積ることができず、時価を把握する事が極めて困難と認められるため、時価評価は行っておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
①現金及び預金	806	—	—	—
②未収委託者報酬	342,267	—	—	—
③未収運用受託報酬	125,949	—	—	—
④関係会社預け金	810,183	—	—	—
合計	1,279,207	—	—	—

(有価証券関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
該当事項はありません。

(持分法損益等関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1. 当該資産除去債務の概要	
当社本店は建物管理者との不動産賃貸借契約に基づき、賃貸期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の義務に関して資産除去債務を認識しております。	
また、当会計年度末における資産除去債務は、負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。	
2. 当該資産除去債務の金額算定方法	
資産除去債務の金額は本店移転の実績を鑑み合理的に見積っており、使用見込期間は30年と見積もって計算しております。	
3. 当中間会計期間中における当該資産除去債務の総額の増減	
①期首残高	10,236千円
②建物賃貸借契約に伴う 資産除去債務の増加額	－千円
③当中間会計期間の負担に属する償却額	185千円
④当中間会計期間末残高	10,051千円

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

②有形固定資産

該当事項はありません。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	売上高
日立企業年金基金	191,114
日立国内株式厳選投資ファンド (大口) (注)	119,986

(注) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
1株当たり純資産額	127,678.00円
1株当たり中間純利益	14,921.60円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	89,529千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式に係る中間純利益	89,529千円
普通株式の期中平均株式数	6,000株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成27年4月 1日 至 平成27年9月30日)	
該当事項はありません。	

公開日 平成28年2月18日
作成基準日 平成28年1月28日

本店所在地 東京都千代田区神田練塀町3番地
お問い合わせ先 企画総務グループ

独立監査人の監査報告書

平成27年7月28日

日立投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 幸一 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年1月28日

日立投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福井 聡 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 檜山 豪 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日立投資顧問株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日立投資顧問株式会社の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成27年4月1日から平成27年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。